

雨水貯留施設設置 補助金交付制度

申問 下水道課(☎826-1111 内線2386)

ご家庭のいつもの暮らしの中に雨水の活用を!

市では、雨水のリサイクル利用を推進するため、雨水貯留施設を購入設置した方に補助金を交付します。雨水貯留施設(タンク)は、雨どいから集めた雨水を植物の散水や洗車などに有効活用し、手軽に節水や環境保護を始めることができます。

受付開始日/5月1日(木)

補助対象/次のすべてに該当する方

- ①市内に居住(居住予定含む)し、住宅の敷地に雨水貯留施設を購入設置する方
- ②市税および上下水道料金を滞納していない方
- ③5年以内に同補助を受けていない方

補助対象施設/100ℓ以上の雨水貯留施設

補助台数/1世帯1基まで

補助額/施設購入設置経費の1/2(百円未満は切り捨て、上限3万円)

申込方法/下水道課に直接(雨水貯留施設設置前に下水道課へ電話で連絡してください)

持ち物/施設設置届、領収書、施設設置後のカラー写真、市税の納税証明書、はんこ



住宅リフォーム 工事費助成制度

申問 住宅営繕課(☎826-1111 内線2420)

市では、良好な住環境の推進のため、これから住宅リフォームを行う方に、工事費の助成を行います。

受付開始日/5月1日(木)

助成対象/次のすべてに該当する方

- ①市内に住所を有する方
- ②市税を滞納していない方
- ③対象となる住宅の所有者である方
- ④申請時および完了実績報告時に対象となる住宅に居住している方
- ⑤対象となるリフォーム工事について、他の助成制度を利用していない方

対象となる工事/市内施工業者が行う個人住宅へのリフォーム工事で、工事金額が10万円以上の工事

助成金額/助成対象工事に要する経費の10%(助成は1回限り。上限10万円)

申込方法/住宅営繕課に直接(工事着工前の申請および完了時には実績報告書の提出が必要です)

持ち物/住民票謄本、納税証明書、対象住宅の所有者がわかるもの(登記事項証明書など)、対象工事の明細がわかるもの(見積書など)、施工前のカラー写真(住宅全体およびリフォーム施工部分)



未婚のひとり親の方へ みなし寡婦(夫)控除を適用



市では、これまで配偶者と死別・離別などとなった方が受けられる税法上の寡婦(夫)控除を婚姻歴のない未婚のひとり親の方にも同様に寡婦(夫)控除があったものとみなし、各制度を適用することにしました。寡婦(夫)控除のみなし適用を受けることにより、各制度の利用料や負担金などが減額になる場合があります。

この制度の適用を受けるためには、申請が必要になります。詳しくは、各制度の担当課へお問い合わせください。

実施時期/4月1日から

対象事業/右表のとおり

※寡婦(夫)のみなし適用をしても利用料などが変更にならない場合があります。

対象制度名	担当課
保育所保育料	子ども福祉課 (☎内線2418)
子育て短期支援事業 母子生活支援施設における 母子保護	子ども福祉課 (☎内線2304)
ひとり親家庭高等技能訓練 促進費等助成事業	住宅営繕課 (☎内線2420)
市営住宅家賃	住宅営繕課 (☎内線2420)
私立幼稚園園児の保護者に対する 助成金	教育総務課 (☎内線5103)
私立幼稚園就園奨励費補助金	教育総務課 (☎内線5103)
市立幼稚園保育料	学務課 (☎内線5107)